

# 尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る 環境影響評価実施計画書の概要

令和2年 9月  
尼崎市

## 1.事業の目的・内容

## 事業者の名称等

- 事業者の名称 : 尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当
- 代表者の氏名 : 尼崎市長 稲村和美
- 主たる事務所の所在地 : 兵庫県尼崎市大高洲町8番地

## 事業の名称

- 名称 : 尼崎市新ごみ処理施設整備事業
- 種類 : 廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち処理能力が1時間当たり4トン以上であるものの新設

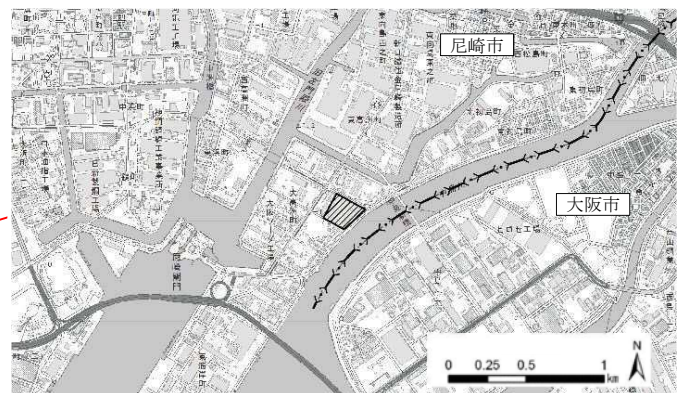
## 対象事業の目的

- 既存のごみ処理施設（第1工場、第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設）等の老朽化に伴う建替え工事であり、市内の一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、ごみの中に含まれる資源を回収すること等を目的

# 事業計画地の位置（1）

対象事業計画地の位置

兵庫県尼崎市大高洲町8番地 第1工場跡地  
(下図参照)



現在はクリーンセンター第1工場、し尿処理施設・大高洲庁舎・収集車車庫として使用

対象事業計画地

対象事業計画地及びその周辺地域

# 現有施設の周辺の状況

【現有施設の敷地内の状況】



# 現有施設周辺の空中写真

【現有施設から北方面の状況】



【現有施設から南方面の状況】



【現有施設から西方面の状況】



【現有施設から東方面の状況】



クリーンセンター第1工場の外観



## 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯

p.2-4

### 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯

- 第2工場：令和7年度に基幹的設備改良工事を行い10～15年供用の継続が可能  
しかし、令和7年度は第1工場の停止により第2工場2炉のみの処理体制  
⇒ ごみ処理を継続しつつ基幹的設備改良工事を行うことは困難
- 第2工場：令和12年度までの供用（基幹的設備改良工事は行わない）  
新ごみ焼却施設：令和13年度の供用開始（第1工場跡地に建設計画）
- 尼崎市のごみ焼却施設の供用予定  
第1工場：令和7年度まで 第2工場：令和12年度まで（第3工場：稼働停止済）

既存施設			→		新施設	
	種類	稼働終了年度		種類	稼働開始年度	
焼却施設	第1工場	令和7年(2025年)度	→	焼却施設	令和13年(2031年)度	
	第2工場	令和12年(2030年)度			令和13年(2031年)度	
	資源リサイクルセンター	令和12年(2030年)度		リサイクル施設	令和13年(2031年)度	
	し尿処理施設	令和8年(2026年)度		し尿処理施設	令和9年(2027年)度	

既存施設の稼働終了年度及び新施設の稼働開始年度（予定）

※今後ごみ減量を見据えた一般廃棄物処理基本計画の改定等に伴い、必要な施設規模の見直しを行います。

既存施設（現在）				
種類			処理能力	稼働状況
焼却施設	第1工場	第1機械炉	150t/日×1炉	停止済
		第2機械炉	175t/日×1炉	停止済
	第2工場		150t/日×1炉	稼働中
			240t/日×2炉	稼働中
資源リサイクルセンター		破碎施設	70t/5h	稼働中
		選別施設	70t/5h	
し尿処理施設			640kL/日※1	稼働中



新施設（将来）				
種類			処理能力	
焼却施設※2			165t/日×3炉（495t/日）	
リサイクル施設※2	破碎系		20t/5h（特に破碎設備14/5h）	
	資源系		22t/5h	
し尿処理施設※2			17kL/日	

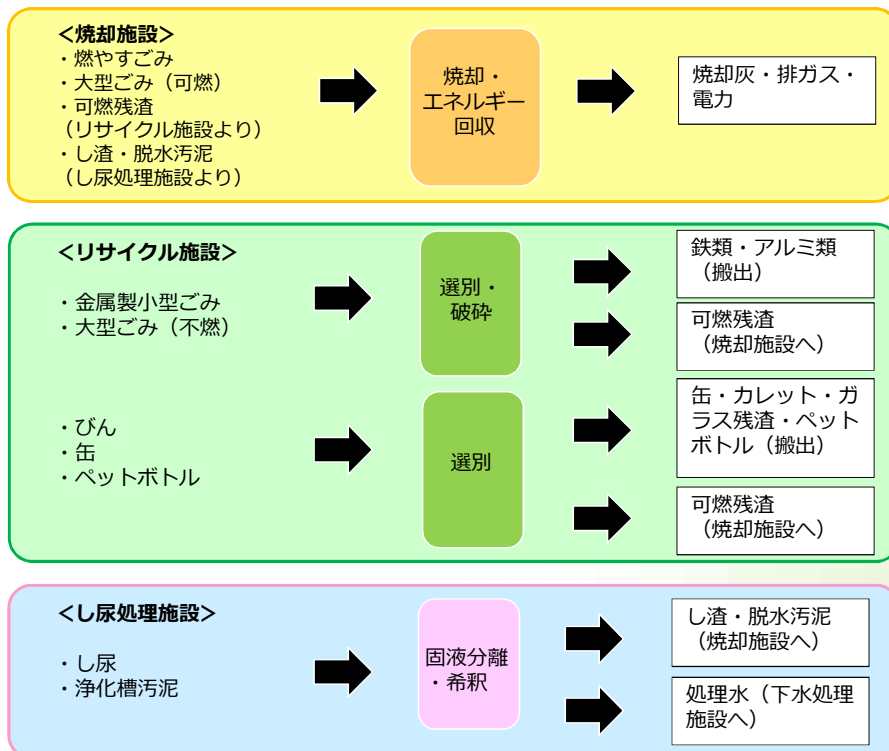
※1：希釈水を含む

※2：尼崎市環境影響評価等に関する条例第2条第2号の規模要件に該当（し尿処理施設については、同敷地内で実施される関連事業）

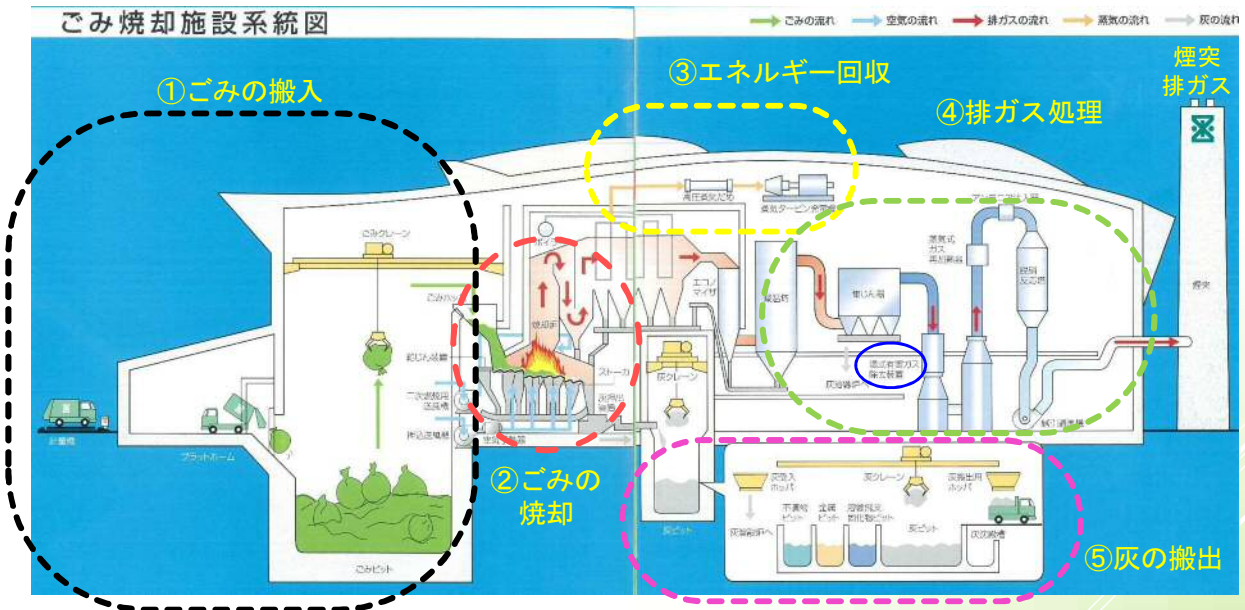
※3：今後ごみ減量を見据えた一般廃棄物処理基本計画の改定等に伴い、必要な施設規模の見直しを行います。

## ごみ処理フロー

リサイクル施設及びし尿処理施設から搬出する可燃残渣、脱水汚泥などは、同敷地内の焼却施設へ搬入し、焼却処理・エネルギーを回収



ごみ焼却フロー（第2工場の例）



【第2工場】 湿式有害ガス除去装置 → 【新施設】 乾式排ガス処理装置

工事用車両の主要走行ルート

交通計画



- 令和4年度まで環境影響評価手続、令和5年度まで事業者の選定を実施し、令和6年度より解体・建設工事を実施
- し尿処理施設は令和10年度から、焼却施設及びリサイクル施設は令和13年度から稼働を開始

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
環境影響評価手続		[Blue bar from R2 to R5]											
事業者選定		[Blue bar from R4 to R5]											
実施設計・施設建設		[Blue bar from R6 to R12]											
施設稼働	焼却施設・リサイクル施設	[Grey bar from R2 to R12]											
	既存施設	[Grey bar from R2 to R12]											
	新施設	[Blue bar from R13 to R13]											
し尿処理施設	既存施設	[Grey bar from R2 to R8]											
	新施設	[Blue bar from R9 to R13]											

※今後ごみ減量を見据えた一般廃棄物処理基本計画の改定等に伴い、必要な施設規模の見直しを行います。

## 2.地域特性の概要

## 土地利用 現況図

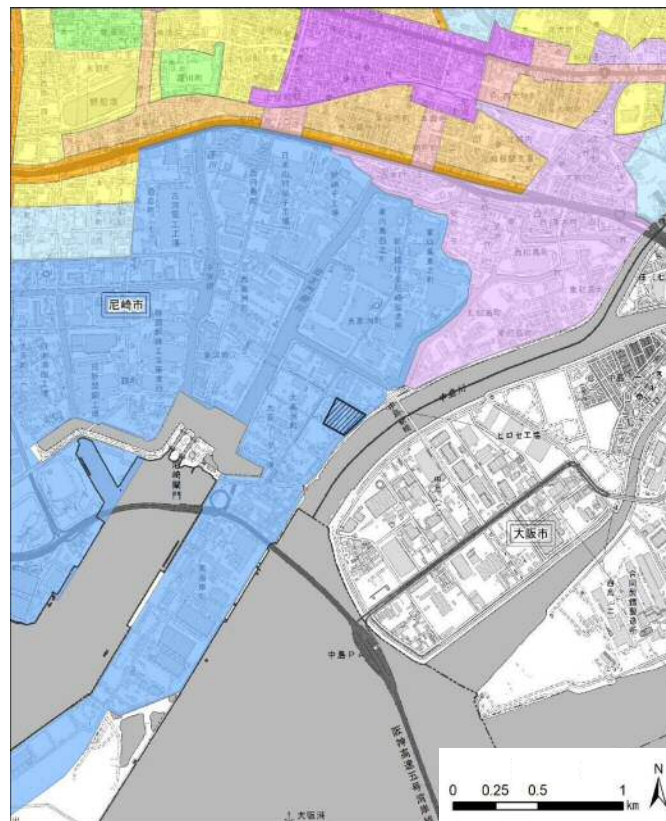


- 凡例
- 計画地
  - 住宅地
  - 商業地
  - 工業地
  - 公共公益用地
  - 公園緑地
  - 水面・河川
  - 主要道
  - 国有鉄道
  - 民営鉄道
  - 都・府・県界

出典：「20万分の1土地利用図  
(1982～1983年)」  
(国土地理院Webサイト)

調査対象区域の土地利用は工業地と公共公益用地が大半を占めている。

## 用途地域



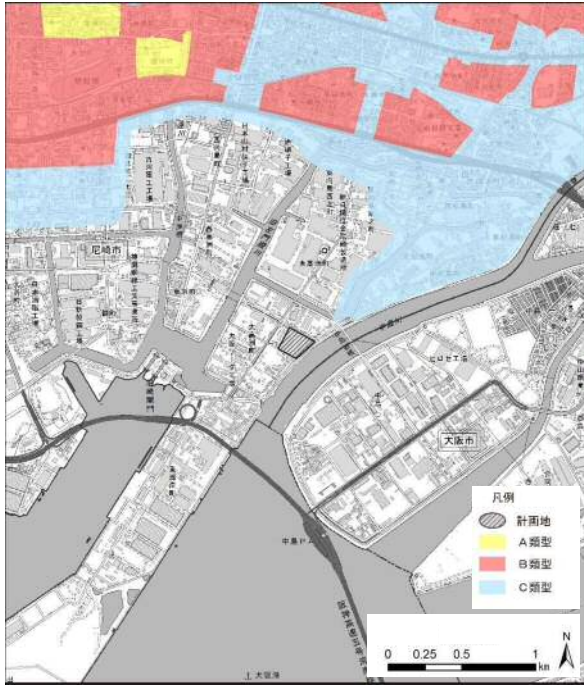
- 凡例
- 計画地
  - 第1種中高層住居専用地域
  - 第1種住居地域
  - 第2種住居地域
  - 準住居地域
  - 近隣商業地域
  - 商業地域
  - 準工業地域
  - 工業地域
  - 工業専用地域

出典：「Niigata City Urban Planning Map - Designation Map」  
(Niigata City Web Site)

調査対象区域（計画地の周辺）は用途地域が指定されており、計画地は工業専用地域に指定されている。

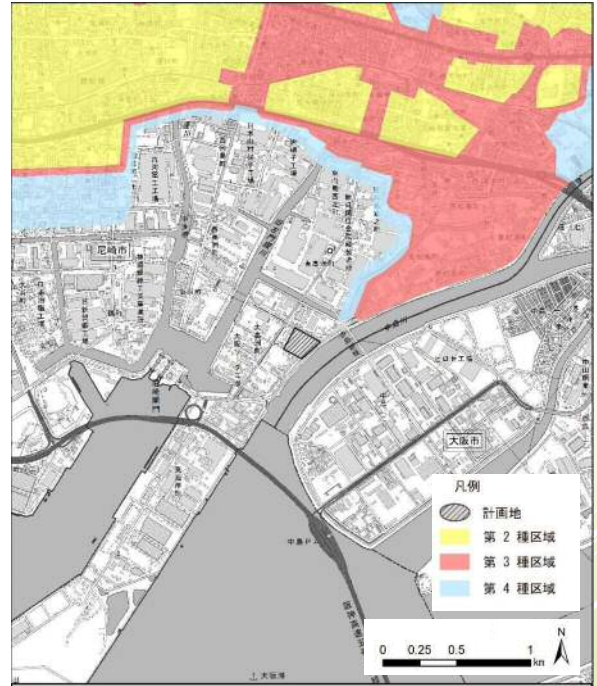


## 騒音（環境基本法・騒音環境類型）



出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年兵庫県告示第566号、最終改正：平成24年兵庫県告示第386号）

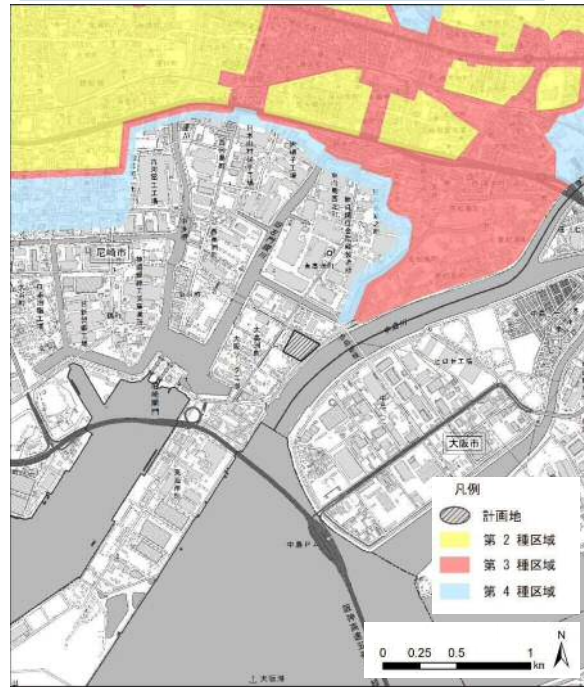
## 騒音（騒音規制法・特定工場等）



出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成13年尼崎市告示第95号、最終改正：平成30年尼崎市告示第143号）  
「騒音規制区域図平成30年3月27日版」（尼崎市Webサイト）

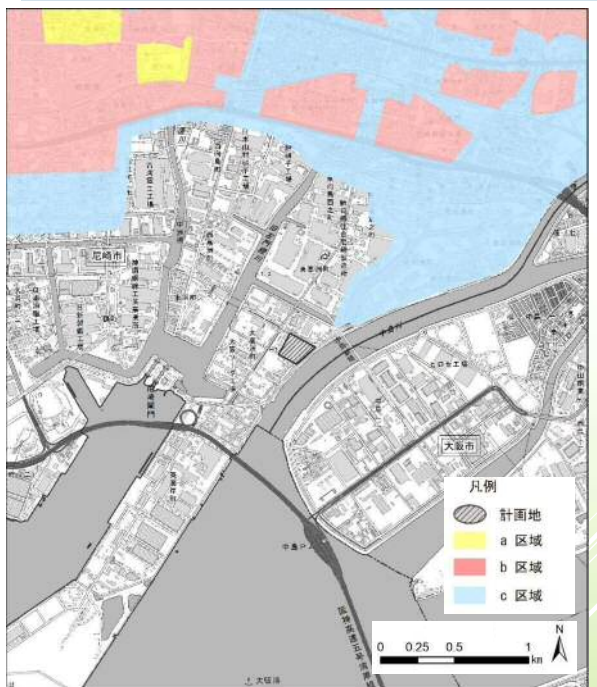
調査対象区域（計画地の周辺）には、騒音について、環境基準の地域の類型や規制地域が指定されているが、計画地にはない。

## 騒音（騒音規制法・特定建設作業）



出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成13年尼崎市告示第95号、最終改正：平成30年尼崎市告示第143号）  
「騒音規制区域図平成30年3月27日版」（尼崎市Webサイト）

## 騒音（騒音規制法・自動車騒音要請限度）



調査対象区域（計画地の周辺）には、騒音について規制する地域が指定されているが、計画地にはない。

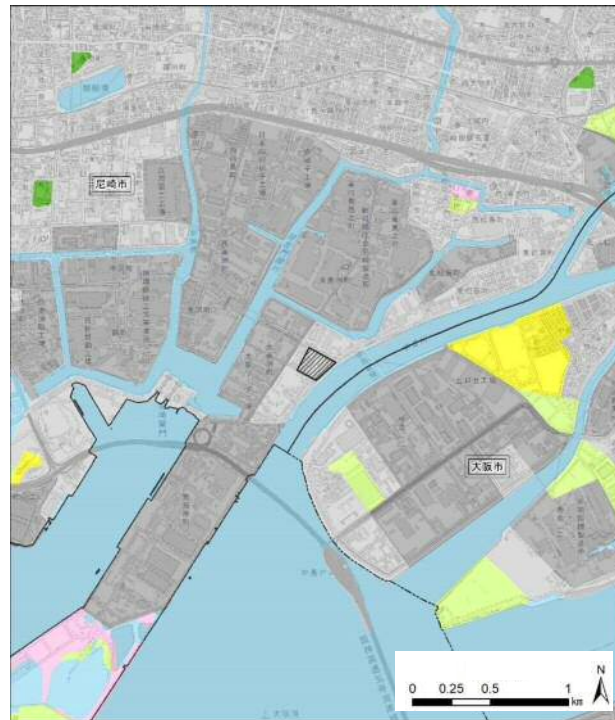
## 景観（尼崎市緑の基本計画、地域景観形成等基本計画、尼崎市都市美形成計画）

計画	概要		
尼崎市緑の基本計画	地域らしい緑のまちづくり	阪急沿線地域 JR・阪神沿線地域 臨海地域	豊かな自然環境を育み、暮らしにうるおいを与える緑 歴史とにぎわいと下町の風情を感じる緑 人の交流を生み、産業と共生する環境創造の緑
	地域景観形成等基本計画	策定地域	・西播磨地域 地域景観マスタープラン （相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の全域） ・丹波地域 地域景観マスタープラン（篠山市、丹波市の全域） ※本計画地は対象外
			地域景観の目標 地域景観の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方が示されている。
尼崎市都市美形成計画	基本方針	計画の区域	尼崎市全域
		都市美誘導の基本的考え方	「まちなみ景観」（まとまりのある景観の広がり） ・用途地域による景観類型 ・地区計画（形態意匠制限を定めている地区） ・歴史的景観を備えた地域
			「まちどおり景観」（つながりのある景観が連続的に展開するもの） ・幹線道路等沿道 ・鉄道沿線 ・市街地内河川・運河・海岸沿い 「まちかど景観」（周囲からきわだった景観を呈する拠点であり、都市や地域のシンボル） ・主要駅周辺地域 ・都市美形成建築物等 ・公共建築

景観に関する計画として、「尼崎市緑の基本計画」、「地域景観形成等基本計画」、「尼崎市都市美形成計画」があり、地域の特徴を踏まえた、緑化の基準や景観形成について示されている。

# 主な地域の概況④（動物・植物・植生分布）

## 植生分布



- 凡例
- 計画地
  - ゴルフ場・芝地
  - 路傍・空地雑草群落
  - 市街地
  - 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
  - 工場地帯
  - 造成地
  - 開放水域

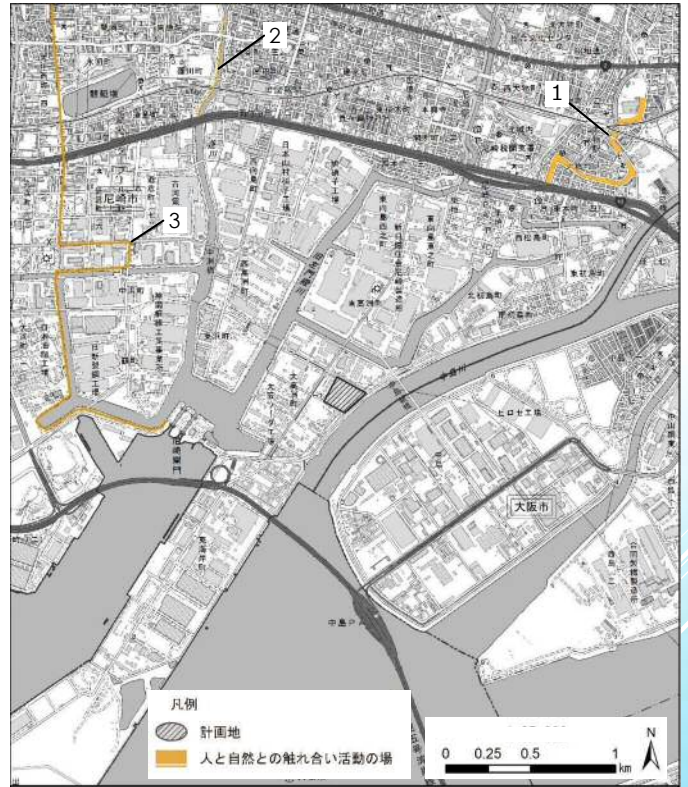
出典：「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」  
（平成11～24年、環境省）

- ・ 調査対象区域は、南側に大阪湾が位置し、陸域の大部分は工場地帯及び市街地であり、一部が路傍・空地雑草群落やゴルフ場・芝地となっている。
- ・ 埋立地上にあり、「第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成7年、環境庁）によると特筆すべき動植物は存在しない。
- ・ 自然環境の保全上貴重な種は確認されておらず、確認されたほとんどの種は、大阪湾を含む瀬戸内海域においても広く分布しているものであった。

人と自然との触れ合い活動の場

No.	名称	種類	出典
1	大物川緑地	緑地・桜並木	①
2	蓬川緑地	緑地・桜並木	①
3	人工の光で野菜作り、 尼崎の水郷めぐり	ウォーキング コース	②

出典：①「施設案内」（尼崎市Webサイト）  
②「ワンポイントお勧めマップ-ウォーキングで健康づくり-」



調査対象区域（計画地の周辺）には、桜並木を散策できる「大物川緑地」及び桜や梅が植えられている「蓬川緑地」がある。また、元浜緑地、祇園緑地などを通過し、港湾部へ至るウォーキングコース「人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり」などが整備されている。

### 3.環境影響評価の項目

## 環境影響要因の区分

- 環境負荷要因：環境負荷影響を及ぼす要因となるもの
- 環境創造要因：良好な環境を創造する要因となるもの

### 環境負荷要因

区分	環境影響要因の内容
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</li> <li>・ 建設機械の稼働</li> <li>・ 施設の解体・建築</li> </ul>
施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の存在</li> </ul>
施設の供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の稼働</li> <li>・ 施設車両の運行</li> </ul>

### 環境創造要因

区分	環境影響要因の内容
施設の供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の稼働（ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収、エネルギー回収量増加に伴う二酸化炭素削減）</li> </ul>

# 環境影響評価項目の選定結果 (1)

## 環境影響評価項目の選定

環境要素	環境影響要因	工事中			存在	供用	
		① 運搬の運行に用いる車両	② 資材及び機械の稼働	③ 建設機械の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行
(1)大気質	二酸化窒素	●				●	●
	二酸化硫黄					●	
	浮遊粒子状物質	●				●	●
	粉じん等						
	有害物質					●	
(2)騒音		●				●	●
(3)振動		●				●	●
(4)低周波音							

- ：環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲：環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- ：環境創造要因として項目選定した評価項目
- ：環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・ 環境負荷要因：環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・ 環境創造要因：良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※ 保全措置項目：環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

## 環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用		
	の運搬 の運行	①資材及び機械の 用いる車両	②建設機械の稼働	③施設 ・建設 の解体	④施設 の存在	⑤施設 の稼働	⑥施設車両の 運行
環境要素							
(1)大気質	二酸化窒素	●				●	●
	二酸化硫黄					●	
	浮遊粒子状物質	●				●	●
	粉じん等						
	有害物質					●	
(2)騒音	●					●	●
(3)振動	●					●	●
(4)低周波音							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因：環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因：良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目：環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

## 環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用		
	の運搬 の運行	①資材及び機械の 用いる車両	②建設機械の稼働	③施設 ・建設 の解体	④施設 の存在	⑤施設 の稼働	⑥施設車両の 運行
環境要素							
(1)大気質	二酸化窒素	●				●	●
	二酸化硫黄					●	
	浮遊粒子状物質	●				●	●
	粉じん等						
	有害物質					●	
(2)騒音	●					●	●
(3)振動	●					●	●
(4)低周波音							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因：環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因：良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目：環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

## 環境影響評価項目の選定

環境要素	環境影響要因	工事中			存在	供用	
		① 運搬の運行 ② 資材及び機械の用いる車両	③ 建設機械の稼働	④ 施設の解体	⑤ 施設の存在	⑥ 施設の稼働	⑦ 施設車両の運行
(1)大気質	二酸化窒素	●				●	●
	二酸化硫黄					●	
	浮遊粒子状物質	●				●	●
	粉じん等 有害物質					●	
(2)騒音		●				●	●
(3)振動		●				●	●
(4)低周波音							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因：環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因：良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目：環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

## 環境影響評価項目の選定

環境要素	環境影響要因	工事中			存在	供用	
		① 運搬の運行 ② 資材及び機械の用いる車両	③ 建設機械の稼働	④ 施設の解体	⑤ 施設の存在	⑥ 施設の稼働	⑦ 施設車両の運行
(5)悪臭						●	
(6)水質	水の汚れ(BOD)					▲	
	水の濁り(SS)			▲		▲	
	富栄養化(T-P、T-N)					▲	
	溶存酸素(DO)					▲	
	有害物質			▲		▲	
	水温 水素イオン濃度					▲	

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因：環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因：良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目：環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

## 環境影響評価項目の選定

環境要素	環境影響要因	工事中			存在	供用	
		① 運搬・資材及び機械の運行	② 建設機械の稼働	③ 建築・施設の解体	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行
(5)悪臭						●	
(6)水質	水の汚れ(BOD)					▲	
	水の濁り(SS)			▲		▲	
	富栄養化(T-P, T-N)					▲	
	溶存酸素(DO)					▲	
	有害物質			▲		▲	
	水温						
	水素イオン濃度					▲	

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因 : 環境負荷影響を及ぼす要因となるもの

・環境創造要因 : 良好な環境を創造する要因となるもの

※保全措置項目 : 環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

## 環境影響評価項目の選定

環境要素	環境影響要因	工事中			存在	供用	
		① 運搬・資材及び機械の運行	② 建設機械の稼働	③ 建築・施設の解体	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行
(7)底質							
(8)地下水質				▲			
(9)地形・地質							
(10)地盤変状							
(11)土壌汚染				▲			
(12)廃棄物				●		● ■	
(13)植物							
(14)動物							
(15)生態系							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因 : 環境負荷影響を及ぼす要因となるもの

・環境創造要因 : 良好な環境を創造する要因となるもの

※保全措置項目 : 環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用		
	の運搬 の運行	①資材及び機械の 用いる車両	②建設機械の稼働	③建設 ・施設の解体	④施設の存在	⑤施設の稼働	⑥施設車両の運行
環境要素							
(7)底質							
(8)地下水質				▲			
(9)地形・地質							
(10)地盤変状							
(11)土壌汚染				▲			
(12)廃棄物				●		● ■	
(13)植物							
(14)動物							
(15)生態系							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因 : 環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因 : 良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目 : 環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用		
	の運搬 の運行	①資材及び機械の 用いる車両	②建設機械の稼働	③建設 ・施設の解体	④施設の存在	⑤施設の稼働	⑥施設車両の運行
環境要素							
(7)底質							
(8)地下水質				▲			
(9)地形・地質							
(10)地盤変状							
(11)土壌汚染				▲			
(12)廃棄物				●		● ■	
(13)植物							
(14)動物							
(15)生態系							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因 : 環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因 : 良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目 : 環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目



環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用		
	の運搬 の運行	①資材 及び 機械の 用いる 車両	②建設 機械の 稼働	③施設 の解体	④施設 の存在	⑤施設 の稼働	⑥施設 車両の 運行
環境要素							
(7)底質							
(8)地下水質				▲			
(9)地形・地質							
(10)地盤変状							
(11)土壌汚染				▲			
(12)廃棄物				●		●■	
(13)植物							
(14)動物							
(15)生態系							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因 : 環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因 : 良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目 : 環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用		
	の運搬 の運行	①資材 及び 機械の 用いる 車両	②建設 機械の 稼働	③施設 の解体	④施設 の存在	⑤施設 の稼働	⑥施設 車両の 運行
環境要素							
(7)底質							
(8)地下水質				▲			
(9)地形・地質							
(10)地盤変状							
(11)土壌汚染				▲			
(12)廃棄物				●		●■	
(13)植物							
(14)動物							
(15)生態系							

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因 : 環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因 : 良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目 : 環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用	
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両	② 建設機械の稼働	③ 建設施設の解体	④ 施設の使用	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の使用
環境要素						
(7)底質						
(8)地下水質			▲			
(9)地形・地質						
(10)地盤変状						
(11)土壌汚染			▲			
(12)廃棄物			●		● ■	
(13)植物						
(14)動物						
(15)生態系						

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

・環境負荷要因 : 環境負荷影響を及ぼす要因となるもの  
 ・環境創造要因 : 良好な環境を創造する要因となるもの  
 ※保全措置項目 : 環境負荷要因のうち、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用	
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両	② 建設機械の稼働	③ 建設施設の解体	④ 施設の使用	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の使用
環境要素						
(16)資源循環			●			
(17)地球温暖化					● ■	
(18)人と自然との触れ合いの活動の場						
(19)電波障害						
(20)日照						
(21)風害						
(22)ヒートアイランド現象						
(23)景観				●		
(24)文化財						
(25)都市施設						
(26)安全性						
(27)その他						

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用	
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両	② 建設機械の稼働	③ 建築施設の解体	④ 施設の使用	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の使用
環境要素						
(16)資源循環			●			
(17)地球温暖化					● ■	
(18)人と自然との触れ合いの活動の場						
(19)電波障害						
(20)日照						
(21)風害						
(22)ヒートアイランド現象						
(23)景観				●		
(24)文化財						
(25)都市施設						
(26)安全性						
(27)その他						

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用	
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両	② 建設機械の稼働	③ 建築施設の解体	④ 施設の使用	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の使用
環境要素						
(16)資源循環			●			
(17)地球温暖化					● ■	
(18)人と自然との触れ合いの活動の場						
(19)電波障害						
(20)日照						
(21)風害						
(22)ヒートアイランド現象						
(23)景観				●		
(24)文化財						
(25)都市施設						
(26)安全性						
(27)その他						

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用	
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両	② 建設機械の稼働	③ 建設施設の解体	④ 施設の使用	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の使用
環境要素						
(16)資源循環			●			
(17)地球温暖化					● ■	
(18)人と自然との触れ合いの活動の場						
(19)電波障害						
(20)日照						
(21)風害						
(22)ヒートアイランド現象						
(23)景観				●		
(24)文化財						
(25)都市施設						
(26)安全性						
(27)その他						

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用	
	① 資材及び機械の運搬に用いる車両	② 建設機械の稼働	③ 建設施設の解体	④ 施設の使用	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の使用
環境要素						
(16)資源循環			●			
(17)地球温暖化					● ■	
(18)人と自然との触れ合いの活動の場						
(19)電波障害						
(20)日照						
(21)風害						
(22)ヒートアイランド現象						
(23)景観				●		
(24)文化財						
(25)都市施設						
(26)安全性						
(27)その他						

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

環境影響評価項目の選定

環境影響要因	工事中			存在	供用	
	① 運搬の運行に用いる車両	② 資材及び機械の稼働	③ 建設・施設の解体	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行
環境要素						
(16)資源循環			●			
(17)地球温暖化					● ■	
(18)人と自然との触れ合いの活動の場						
(19)電波障害						
(20)日照						
(21)風害						
(22)ヒートアイランド現象						
(23)景観				●		
(24)文化財						
(25)都市施設						
(26)安全性						
(27)その他						

- : 環境負荷要因として項目選定した評価項目、▲ : 環境負荷要因として項目選定した保全措置項目
- : 環境創造要因として項目選定した評価項目
- : 環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目

## 4.調査、予測・評価の内容・手法等

## 現況調査地点 (大気質)



環境要素・調査項目	調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
・一般環境大気質 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	2地点(事業計画地周辺の住居が存在する地点)	1週間×4季	・「大気汚染に係る環境基準」等に定める手法に準拠し、各大気質する。
・道路沿道大気質 窒素酸化物、浮遊粒子状物質	1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点)	1週間×4季	
・地上気象 風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	事業計画地内の1地点	1年間	

凡例

- 計画地
- 一般環境大気質調査地点(2地点：築地3丁目付近、南初島町付近)
- 気象調査地点(1地点：事業計画地内)
- 環境騒音・振動、悪臭調査地点(3地点：敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
- 道路沿道大気質、騒音・振動調査地点(1地点：尼崎港線(西本町3丁目付近))
- ▼ 水質調査地点(2地点：放流地点の上下流)
- 景観調査地点(6地点程度：ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
- ↔ 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
- 焼却施設等の排水ルート

# 現況調査(騒音・振動)

## 現況調査地点 (騒音・振動)



環境要素・調査項目	調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
・環境騒音・振動	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点)	休日・平日各1回(24時間)	・「騒音に係る環境基準について」、「振動規制法施行規則」に準拠し、環境騒音・振動、道路交通騒音・振動を測定
・道路交通騒音	1地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点)		
・交通量			

凡例

- 計画地
- 一般環境大気質調査地点(2地点：築地3丁目付近、南初島町付近)
- 気象調査地点(1地点：事業計画地内)
- 環境騒音・振動、悪臭調査地点(3地点：敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
- 道路沿道大気質、騒音・振動調査地点(1地点：尼崎港線(西本町3丁目付近))
- ▼ 水質調査地点(2地点：放流地点の上下流)
- 景観調査地点(6地点程度：ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
- ↔ 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
- 焼却施設等の排水ルート

## 現況調査地点(騒音・振動)

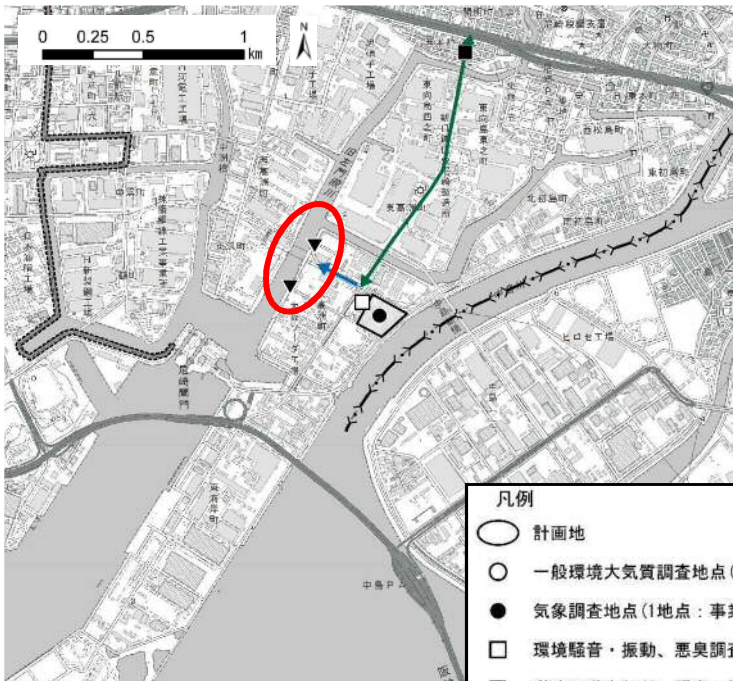


環境要素・調査項目	調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
悪臭 ・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	3地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点)	夏季及び冬季各1回	・悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定的手法」及び「嗅覚測定法マニュアル」(平成8年環境庁大気保全局大気生活環境室編集)に準拠し、採取、分析を行う。
景観 ・主要な視点場からの景観の現況	6地点程度(ウォーキングコース等の計画地が眺望可能な箇所)	4季各1回	・現地踏査を行い、代表的な眺望地点を抽出・選定し、眺望景観の状況を写真撮影等により把握

凡例	
○	計画地
○	一般環境大気調査地点(2地点:築地3丁目付近、南初島町付近)
●	気象調査地点(1地点:事業計画地内)
□	環境騒音・振動、悪臭調査地点(3地点:敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
■	道路沿道大気質、騒音・振動調査地点(1地点:尼崎港線(西本町3丁目付近))
▼	水質調査地点(2地点:放流地点の上下流)
●	景観調査地点(6地点程度:ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
↔	工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
→	焼却施設等の排水ルート

# 現況調査(水質:現地調査のみ実施)

## 現況調査地点(水質:現地調査のみ)



環境要素・調査項目	調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
水質 ・生活環境項目 ・健康項目 ・ダイオキシン類	2地点(計画地からの放流河川における放流地点前後の2地点)	4季各1回 夏季各1回	「水質汚濁に係る環境基準について」に準拠し、採水、分析を行う。

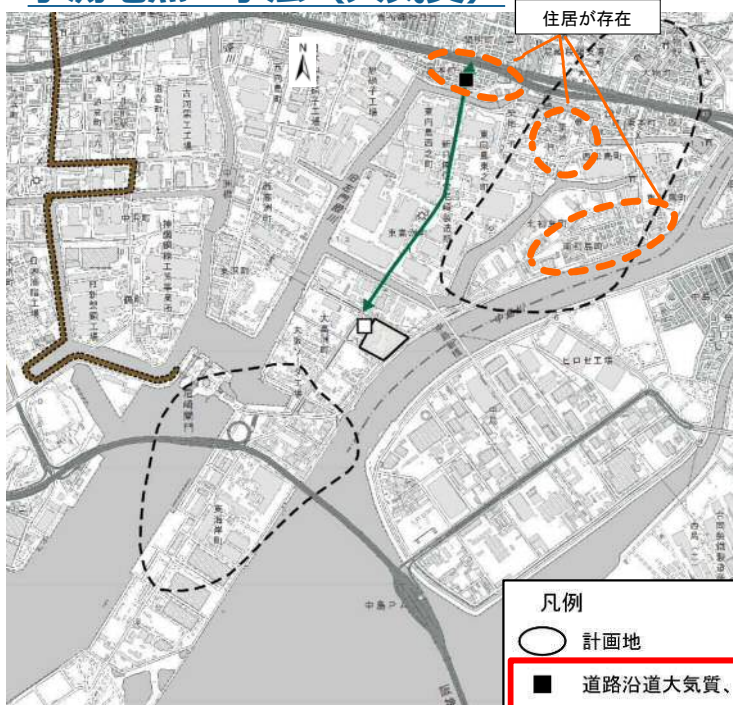
凡例	
○	計画地
○	一般環境大気調査地点(2地点:築地3丁目付近、南初島町付近)
●	気象調査地点(1地点:事業計画地内)
□	環境騒音・振動、悪臭調査地点(3地点:敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
■	道路沿道大気質、騒音・振動調査地点(1地点:尼崎港線(西本町3丁目付近))
▼	水質調査地点(2地点:放流地点の上下流)
●	景観調査地点(6地点程度:ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
↔	工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
→	焼却施設等の排水ルート

予測事項等

環境要素	影響要因		予測する事項	予測地域・地点
大気質	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	調査地点と同じ地点
	供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質(ダイオキシン類等)	最大着地濃度出現地点を含む範囲内
		施設車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	調査地点と同じ地点
騒音	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点
	供用	施設の稼働	施設騒音レベル	敷地境界
		施設車両の運行	道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点
振動	工事	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点
	供用	施設の稼働	施設振動レベル	敷地境界
		施設車両の運行	道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点
悪臭	供用	施設の稼働	特定悪臭物質・臭気濃度	敷地境界及び現地調査地点
廃棄物	工事	施設の解体・建築	建設副産物等の発生量等	事業計画地内
	供用	施設の稼働	施設稼働に伴う廃棄物量等	
資源循環	工事	施設の解体・建築	残土の有効利用量	
地球温暖化	供用	施設の稼働	二酸化炭素の発生量	
景観	存在	施設が存在	眺望景観	周辺の代表的な眺望点

予測地域・地点、予測内容等(大気質)

予測地点・手法(大気質)

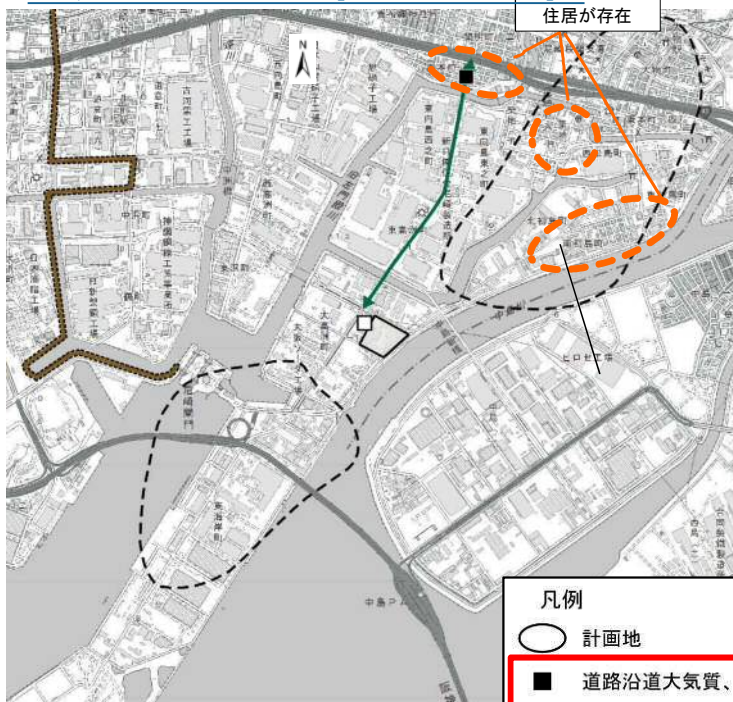


環境要素・予測項目	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
大気質 工事中	工事用車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度 調査地点と同じ地点とする。	工事用車両の走行台数が最大となる時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
供用	施設関連車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度 調査地点と同じ地点とする。	施設の稼働が常稼働となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
	施設の稼働に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度 最大着地濃度出現地点を含む範囲内とする。		大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度及び短期(1時間値)高濃度を予測する。

- 凡例
- 計画地
  - 道路沿道大気質、騒音・振動予測地点(1地点：尼崎港線(西本町3丁目付近))
  - 悪臭予測地点(3地点：敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
  - 景観予測地点(6地点程度：ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
  - ➡ 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
  - 寄与濃度の最大着地濃度の約1/2の範囲



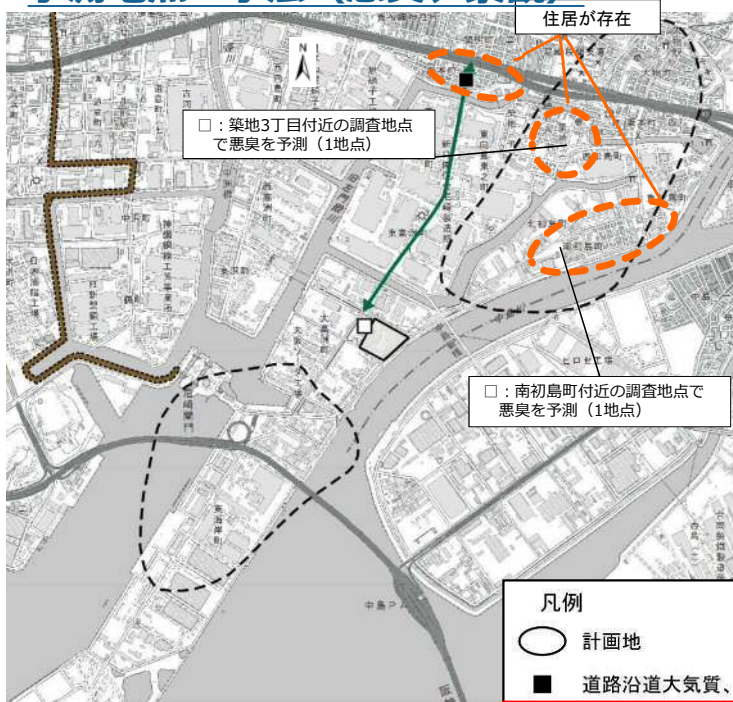
予測地点・手法 (騒音・振動)



環境要素・予測項目	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
騒音 工事中 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。	工事用車両の走行台数が最大となる時期	道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)を用いて等価騒音レベル
供用 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。	施設の稼働が定常稼働となった時期	( $L_{Aeq}$ )を、旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの80%レンジ上端値( $L_{10}$ )を予測する。
施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界とする。		設備機器の位置、配置状況等を勘案し、騒音の距離減衰式及び振動の伝搬理論式を用いて騒音レベルの90%レンジ上端値及び振動レベルの80%レンジ上端値を予測する。

- 凡例
- 計画地
  - 道路沿道大気質、騒音・振動予測地点(1地点：尼崎港線(西本町3丁目付近))
  - 悪臭予測地点(3地点：敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
  - 景観予測地点(6地点程度：ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
  - ↔ 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
  - 寄与濃度の最大着地濃度の約1/2の範囲

予測地点・手法 (悪臭、景観)



環境要素・予測項目	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
悪臭 供用 施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	敷地境界及び現地調査地点とする。	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する特定悪臭物質、臭気濃度について、既存施設の調査結果、事業計画等に基づき把握する。
景観 存在 代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点(現地調査を踏まえ、計画地を眺望できる地点を選定する)	施設が存在する時期	施設存在に伴う事業計画地周辺の代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度について、フォトモンタージュを作成して予測する。

- 凡例
- 計画地
  - 道路沿道大気質、騒音・振動予測地点(1地点：尼崎港線(西本町3丁目付近))
  - 悪臭予測地点(3地点：敷地境界、築地3丁目付近、南初島町付近)
  - 景観予測地点(6地点程度：ウォーキングコース内の計画地が眺望可能な箇所)
  - ↔ 工事用車両及び施設関連車両の主な走行ルート
  - 寄与濃度の最大着地濃度の約1/2の範囲

予測地点・手法 (廃棄物、資源循環、地球温暖化)

環境要素・予測項目		予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
廃棄物	工事中	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内 工事期間中	工事の実施に伴い発生する建設副産物等の発生量等を工事計画等に基づき把握する。
	供用後	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内 施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別の発生量を事業計画等に基づき把握する。
資源循環	工事中	施設の解体・建築に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等	事業計事地内 工事中期間中	工事の実施に伴い発生する残土の有効利用量を工事計画に基づき把握する。
地球温暖化	供用後	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内 施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生される二酸化炭素等の発生量を事業計画等に基づく燃料消費量及び計画ごみ処理量・計画ごみ質、エネルギー回収量より算定する。

評価(評価の基本的な考え方)

評価の基本的な考え方

項目	評価の考え方
環境負荷影響の回避・低減に係る評価	実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境影響評価項目に係る環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
良好な環境の創造に係る評価	新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。

評価を行うにあたって、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理し、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する。

なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る基準が定められているものについても、当該基準との整合性が図られているか否かについて検討する。

※保全措置項目については、環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。

## 5.事前環境配慮の内容

### 事前環境配慮について

p.5-2

#### ■ 事前環境配慮とは

「事前環境配慮指針」（尼崎市）に基づいて、環境影響評価の手續に先立ち、事業の構想、立案の過程など事業計画を柔軟に検討できる段階において、環境の保全について配慮すべき事項を検討

計画に反映させる段階	検討した事前環境配慮の内容	
早い段階で計画に反映	水質	高度処理技術の導入等、適切な措置により、既存施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約1/10以下に
計画の進捗に応じて反映	事業計画地の選定	施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等を考慮
	周辺地域との調和	周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並みとも調和
	事業計画区域に係る配慮	建設・解体工事において発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理
	大気質、騒音、振動悪臭	高効率の排ガス処理設備を採用し、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出を抑制
		低騒音型、低振動型の機器を採用し、騒音・振動等の発生を抑制
		適切な施設配置、高効率の処理技術の導入検討等により悪臭の排出を抑制
植物、動物及び生態系、ヒートアイランド現象	計画地内の利用可能なスペースは、兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、可能な限り緑化 など	
資源循環及び地球温暖化	受入した廃棄物から鉄・アルミ・ペットボトル、ガラス等を選別・資源化	
	ごみ焼却の廃熱を利用し発電した電力を施設電力として使用	

ご清聴ありがとうございました